

団体名	庄原市	所 属	社会福祉課	他団体等との連携	—
連絡先	障害者福祉係 (0824) 73-1210				

取組事例名	四課連携による発達障害児支援	取組期間	平成22年度～
--------------	----------------	-------------	---------

取組の概要 ～ 関係部署の連携による発達障害児支援

庄原市においても、年々、支援を必要とする発達障害児が増加している中、庁内各部署間の連携ルールがなく、また、部署によっては対象児への支援内容に差があったため、発達障害児に対する支援について、「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」を柱とする「連携支援方針」を定め、これに基づいた関係部署（保健医療課・女性児童課・教育指導課・社会福祉課）の協力・連携により、成長の段階に応じた支援を円滑・効果的に進める。

取組の背景 ～ 発達障害のある児童に対する支援体制整備の必要性

庄原市においても、年々、支援を必要とする発達障害児が増加している。市の障害者相談支援員が発達障害者・児の支援を行う中で、早期発見と早期の適切な支援の重要性について、課題提起した。

これまで、発達障害児の支援については、母子保健、保育、教育及び相談分野において、それぞれの役割を担いながら、各部署が必要と判断したケースについて、連携を行い対応していた。

しかし、その連携にルールがなく、また、部署によって対象児の把握やその支援内容に差があったため、連携と情報共有の方針を定める必要があった。

取組のねらい ～ 「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」

- (1) 発達障害のある児童を早い段階で発見し、早期の適切な支援につなげる。
- (2) 成長段階により支援を行う部署が変わっても、対象児童に応じた一貫した支援方針のもとで支援を継続する。

取組の具体的内容 ～ 連携を通じた専門職の助言と移行支援会議の実施

発達障害児に対する支援について、「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」を柱とする「連携支援方針」を次のとおり定めた。

- (1) 初期対応（早期発見）

保護者から相談があったとき、又は乳幼児健診、保育所・学校での言動などから職員が「気になる子」を発見したときは、児童の状況（年齢等）に応じて、担当する支援部署（保健医療課・女性児童課（保育所）・教育指導課（小中学校））に連絡する。
- (2) 適切な支援

支援部署は、支援の必要性を判断するとともに、必要に応じて対象児童の個別支援計画を整理し、専門職の助言を受けながら責任をもって支援する。
- (3) 支援の継続

保育所や小学校に入所・入学する際には、入所する保育所長または入学する小学校長が関係者を招集して「移行支援会議」を行い、対象児童の状況や課題、支援方法を確認し、新たな支援部署への円滑な引継ぎを行う。
- (4) 専門的助言・連携支援会議によるバックアップ

ア 相談支援を所管する社会福祉課が、支援部署からの申請に基づいて、臨床発達心理学を専門とする大学教授が就任する「障害者支援アドバイザー」を派遣し、年3～4回程度、保育所や小学校を訪問し、対象児童の様子を実際に見ながら、専門的な助言を行う。

イ 必要に応じて作成する個別支援計画に基づき、関係部署が連携して、手帳取得や手当支給の支援、各所管部署が実施する支援事業などにより個別支援を行う。また、保護者や関係者を対象に、発達障害に対する理解を深めるための啓発事業を実施する。

ウ 関係部署の担当者による定期的な「連携支援会議」を行い、情報共有及び支援方針の確認等を行う。

取組を進めていく中での課題・問題点 ～ 支援部署へのスーパーバイズと連携による対応

- (1) 発達障害は、見た目や能力からは障害があることが分かりにくいことや、障害の種別や程度、知的障害の有無などの状態により、適した支援（援助）が極めて多様、複雑であるため、児童が日々を過ごす保育所、小学校においても、対応に困難さを感じていた。
- (2) 支援部署は、それぞれの役割を担いながら、各部署が必要と判断したケースについて連携を行い対応していたが、その連携にルールがなく、また、部署によって対象児童の把握やその支援内容に差があったため、連携と情報共有の方針を定める必要があった。

創意工夫した点 ～ 専門職による適切な支援と連携手順のルール化

(1) 専門職による適切な支援

庄原市障害者相談支援員は、以前から発達障害児支援について強い問題意識をもって取り組んでおり、早期発見・早期の適切な支援について課題を提起していた。この相談支援員の紹介により、発達障害の分野で極めて著名な大学教授を「庄原市障害者支援アドバイザー」として迎え、保護者だけでなく、保育所や小学校に対しても、対象児童の障害についての理解や関わり方について助言指導を得ることとした。

(2) 連携手順のルール化

対象児童の成長を1本の軸として捉え、その成長の段階に応じて、所管する支援部署が責任をもって支援を行いながら、次の段階に円滑に移行できるよう、日常的な情報共有の場として「連携支援会議」を、具体的なケース移管の場として「移行支援会議」を実施することとした。また、専門職が、所属する部署を超えて支援できるよう、助言を依頼する様式を整備した。

取組の成果（効果） ～ 対象児童への適切な支援と円滑な連携

(1) 対象児童への適切な関わり

専門職からの助言により、支援部署において発達障害や対象児童の障害特性に対する理解が深まり、子どもの特性に応じた環境設定や、視覚的な手がかりを補助的に示すなどといった適切な関わりが行われるようになった。また、職員のスキル向上のための研修が、各所管部署において実施され、早期発見、早期支援につながっている。

(2) 円滑な連携の促進

「連携支援会議」や個別のケースでの連携を通し、支援方針の共有化が図られるとともに、日常的な情報共有や意見交換が図られるようになった。また、保健医療課と女性児童課が連携して発達支援事業を行うなど、所管部署が連携しての事業の実施につながった。

今後の展開 ～ 移行支援会議の実施の徹底と発達障害児への総合的な支援についての検討

保育所入所時または小学校入学時の移行支援会議については、入所・入学前からの連携が図られていることや支援を要する児童の増加などで未実施となっているケースが見られる。しかし、多角的な視点で対象児童の理解を深め、共通の認識の下で児童に関わるための重要な取組であることから、移行支援会議の実施の徹底を図る必要がある。

障害者支援アドバイザーは、年に3～4回、各2～3日程度の現地支援となっているが、支援を要する児童の増加により、全ての対象児童について支援することには限界がある。このため、アドバイザー以外の専門職による支援についても、連携支援のネットワークの中に組み入れていく必要がある。

療育や児童デイなどのサービスを行う機関との連携や、各支援部署で開始した事業等の連携など、発達障害児への支援について、総合的な視点で検討していく必要がある。

他団体へのアドバイス ～ 連携から始める発達障害児支援

所管する部署が異なると、得られる情報やその支援方法に差が生じがちである。これは、支援を受ける児童や保護者にとっては、とまどいとなるばかりか、不利益となる場合もある。関係部署が連携支援体制をつくることで、早期発見につながり、適切かつ円滑に支援を行うことができるものとする。

また、専門職等を配した総合支援機関の設置については、予算や人材、施設の確保、関係部署との役割分担等、整理する課題も多く、実施までに時間を要するが、各支援部署の連携は、これらの課題が整理できるまで待たなくても取り組み、効果も大きい。この連携体制が整った後に総合支援機関が設置されることで、関係部署がその役割を果たしつつ、専門的な支援を身近に受けられる体制が整うものとする。